

消防消第 78 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防力の整備指針の一部改正について（通知）

消防力の整備指針の一部を改正する件（平成 31 年消防庁告示第 4 号。以下「改正告示」という。）を本日告示しましたので通知します。

改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりですので、この旨御承知の上、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

市町村が、火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助等を行うために必要な施設及び人員を定める基準として、昭和 36 年に消防力の基準（昭和 36 年消防庁告示第 2 号。その後、平成 12 年に消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に全部改正）が、消防水利を定める基準として、昭和 39 年に消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）がそれぞれ制定され、これまで数回の改正が行われてきたところである。

この度、改めて、最近の火災・救急・救助事案等の災害発生状況や消防を取り巻く環境などについて、現状の確認、検討を行い「消防力の整備指針」について必要な改正を行ったものである。

各市町村においては、改正後の消防力の整備指針により、保有する消防力を点検し、必要となる消防力について、計画的に整備することが要請されるものである。

第 2 改正内容及び留意事項

1 定義（第 2 条関係）

「消防の連携・協力」について、その一類型であるはしご自動車の共同運用（第 7 条）、指令の共同運用（第 20 条）を整備指針上新たに位置付けるに当たり、市

町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 33 号）から、定義規定を引用することとした。

2 はしご自動車（第 7 条関係）

(1) はしご自動車の配置に関する緩和要件の一つに、従前、当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物（＝高さ 15m 以上相当）が 90 棟未満であるとしていたところ。平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間では、5 階建て以上（高さ 15 m 以上相当）の防火対象物における火災は、概ね 128 棟に 1 棟の割合となっていることから、今回、緩和要件を「90 棟未満」から「120 棟未満」に見直すこととした。

(2) 消防の連携・協力によりはしご自動車を共同運用する場合の配置の考え方について、現行の第 7 条第 1 項の考え方を踏襲し、連携・協役に当たっても、①中高層建築物が 120 棟未満（現行は 90 棟未満）、②他の署所から出動したはしご自動車が現場での活動の開始まで 30 分未満で完了、③延焼防止のための消防活動に支障のない場合（中高層建築物が密集地域に建築されていない場合など）、の 3 要件を課すこととした。

なお、新第 7 条第 2 項はあくまではしご自動車を共同運用する場合の配置の考え方を示したものであって、上記①～③を満たさないことをもって連携・協力が該当しないというものではない。

(3) はしご自動車には、第 9 条に規定されている大型高所放水車と同等の放水性能を有するものがある。このことから、はしご自動車と同等の機能を有する大型高所放水車を一台配置したときは、はしご自動車についても一台配置したものとみなす規定を新設することとした。

3 大型化学消防車等（第 9 条関係）

大型高所放水車には、バスケットを有し、はしご自動車と同等の機能を有するものがある。このことから、大型高所放水車と同等の機能を有するはしご自動車を一台配置したときは、大型高所放水車についても一台配置したものとみなす規定を新設することとした。

4 特殊車等（第 16 条関係）

現行の規定で例示されている「林野火災工作車」や「防災工作車」は、資器材搬送車や支援車等に置き換わる傾向にあり、減少傾向にある。

毎年実施している「消防防災・震災対策現況調査」の特殊車等に関する統計を参考に、導入状況や近年の時勢を踏まえた例示に見直すこととした。

5 消防指令システム等（第 20 条関係）

(1) 119 番通報の受信、署所に対する情報の同時伝達や指令、連絡等は、指令装置、表示板、無線統制台、指令伝送装置、出動車両運用管理装置、位置情報通知装置等で構成された消防指令システムを有する消防指令センターで一括して行われているが、現行では、これらの設置に関する規定がない。消防指令システムの有用性や導入状況などから、消防本部の管轄区域に設置するものとして、消防指令システムの規定を新設することとした。

具体的には、第 31 条に規定する通信指令管制業務を円滑に行うため、消防本部の管轄区域に消防指令システムを設置することとした。「消防本部の管轄区域」としたのは、設置場所として消防本部庁舎や署所のほかにも、他の行政庁舎等に設置されることが想定されるためである。

(2) 消防の連携・協力により指令を共同運用する場合の設置の考え方について新たに規定することとした。

なお、第 22 条の消防救急無線設備は、指令の共同運用を行っている場合においても、各消防本部と各車両に引き続き設置されているものであるため、連携・協力の規定を追加しないこととしている。

6 施行期日

改正告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

以上

○消防庁告示第四号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

消防庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(定義)</p> <p>第二条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕十 略</p> <p>十一 消防の連携・協力 市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成十八年消防庁告示第三十三号）に規定する消防の連携・協力をいう。</p> <p>（はしご自動車）</p> <p>第七条 高さ十五メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね十棟以上、又は令別表中（一）項、（四）項、（五）項イ及び（六）項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物の数がおおむね五棟以上ある場合には、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）一台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。</p> <p>一 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が百二十棟未満であること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>2 前項の場合において、消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの消防本部の消防署又はその出張所にはしご自動車を一台配置したときは、当該消防署又はその出張所を除いたそれぞれの消防署又はその出張所（当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が百二十棟未満であつて、当該建築物における火災等において、当該はしご自動車が出動から現場での活動の開始まで三十分未満で完了することができる消防署又はその出張所であつて、延焼防止のための消防活動に支障のない場合に限る。）についても一台配置したものとみなす。</p> <p>3 前二項の場合において、はしご自動車と同等の機能を有する大型高所放水車を一台配置したときは、はしご自動車についても一台配置したものとみなす。</p> <p>4 前三項の規定によるはしご自動車及び大型高所放水車は、署所が管理するものとする。</p> <p>（大型化学消防車等）</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前二項の場合において、大型化学高所放水車を一台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ一台配置したものとみなし、大型高所放水車と同等の機能を有するはしご自動車を一台配置したときは、大型高所放水車についても一台配置したものとみなす。</p> <p>4 前三項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車、はしご自動車</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕十 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>第七条 （はしご自動車）</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が九十棟未満であること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の規定によるはしご自動車は、署所が管理するものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（大型化学消防車等）</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前二項の場合において、大型化学高所放水車を一台配置したときは、大型化学消防車及び大型高所放水車をそれぞれ一台配置したものとみなす。</p> <p>4 前三項の規定による大型化学消防車、大型高所放水車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送</p>
--	---

及び泡原液搬送車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(特殊車等)

第十六条 第五条、第七条から第九条まで及び前四条の規定による消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、広報車、資器材搬送車、水槽車、排煙・高発泡車、支援車、人員輸送車、遠距離大量送水車、航空機その他の特殊な機能を有する車両等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

〔2 略〕

(消防指令システム等)

第二十条 消防本部の管轄区域に、通信指令管制業務を円滑に行うため、消防指令システムを設置するものとする。

2 前項の場合において、消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの消防本部の管轄区域に消防指令システムを設置したときは、それぞれの消防本部の管轄区域に設置したものとみなす。

3 消防本部及び署所に、相互の連絡のため、消防専用電話装置を設置するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(特殊車等)

第十六条 第五条、第七条から第九条まで及び前四条の規定による消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。

〔2 同上〕

(消防専用電話装置)

第二十条 消防本部及び署所に、相互の連絡のため、消防専用電話装置を設置するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。